

教育委員会だより ⑦ 文化財の保護

シリーズで教育委員会の事務事業を紹介しています。

今回は、文化財の保護についてです。

文化財とは

文化財とは「我が国の永い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産」です。

具体的には、伝えられた建築物・仏像・絵画・古文書・民俗芸能・樹木・生物・遺跡・城跡など多岐にわたります。

これらは生活のなかで、歴史・伝統文化などの理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。

文化財の保護

文化財は一度壊されてしまうと再生することは容易ではありません。そのため万人に価値を認められるものを指定して保護をしています。

市には国、県、市での指定文化財が全部で202件あります。文化財に指定された後も所有者が管理していくことに変わりはありませんが、修理などで現状を変更する場合は許可の手続きを経る必要があります。

また、修理などの負担が重い場合には補助制度があります。これは文化財が市民の財産であるということからなされるものです。

埋蔵文化財

遺跡や土器などの埋蔵文化財が含まれる土地に掘削が及ぶ場合などは届出書を提出していただき、あらかじめ発掘や工事の立ち会いなどをして記録するなどの措置をとっています。

文化財は市民の財産

文化財は指定されているものももちろん、地域にある文化財はその地域唯一のもので、大切な文化財を次代に伝えるために、一人一人が守り伝えていくことが文化財保護の基本であるといえます。

問い合わせ

生涯学習課文化財係
TEL (98) 71115



小中学校の再編整備に向けての検討が始まりました

大田原市立小中学校再編整備検討委員会の第1回委員会が1月30日に開催されました。この委員会は、教育長からの諮問を受けて、市内にある32校の小中学校の適正な環境を考へ、通学区域の変更や学校の統廃合によって再編整備を検討することを目的に設置されました。

委員会は24名の委員で組織され、13名が幼稚園・保育園・小中学校の保護者で、そのうち7名が女性委員です。また、地区を代表する委員として3名の自治会長、大田原市私立幼稚園連合会長、小中学校長2名、

元校長3名、公募市民2名の皆さんによる構成です。

第1回は、答申に向けての基本となる事項について意見を出し合い、現時点で次のような事項を答申の骨子とすることを確認しました。

- 1 大規模校および複式学級のある学校の再編を優先して取り組む。
- 2 統廃合後の効果を検証する。
- 3 通学区域の変更や統廃合をした場合の理解が得られる適正な規模について検討する。
- 4 学童保育や障がい児教育についても検討の対象とする。
- 5 メリット・デメリットを考え、たスクールバスの活用方法を考える。
- 6 廃校後の跡地利用について提言する。
- 7 西原小学校の区分けの仕方とスケジュールを検討する。
- 8 児童生徒間の事前の交流などへの提言も行う。

問い合わせ

教育委員会教育総務課
TEL (98) 71111

三世代用住宅を建てた方に建築費などの一部を補助

市では、子育て環境の向上、高齢化社会に向けた住環境整備、市への定住を図るため、親、子、孫が一緒に住む家を建てて、一緒に住んだ場合に建築費などの一部を補助します。

建物の要件

・市内に平成24年4月1日以降に完

- 成取得したもの
- 120平方メートル以上あり、居室が4部屋以上あるもの
- 申請者などの要件
- 三世代住宅に住む所有者（または共有者のひとり）
- 申請者を含め三世代となる親子孫が同居していること（敷地内に子、孫用などの別棟を建てた場合は補助の対象外となります。）

● 補助金の額 200,000円

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

問い合わせ

建築住宅課住宅係
TEL (23) 8724

「平和市長会議」に加盟

市は、昭和61年10月1日付けで「非核平和都市宣言」をしています。平成23年12月1日付けで「平和市長会議」に加盟しました。

今後とも、核兵器のない安全・安心で平和な社会の実現に向けて取り組んでまいります。



「平和市長会議」加盟認定証

問い合わせ

行政経営課行政経営係
TEL (23) 8766